

問題	選択肢	解説
1	1	○ 第1号被保険者数は3,525万人（平成30年度 介護保険事業状況報告）
	2	✕ 要介護（要支援）認定者数は658万人（平成30年度 介護保険事業状況報告）
	3	✕ 第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合は18.3%（平成30年度 介護保険事業状況報告）
	4	○ 給付費（利用者負担を除いた額）総額は9兆6,226億円（平成30年度 介護保険事業状況報告）
	5	○ 第1号被保険者1人あたり給付費（介護給付・予防給付）は27万3千円（平成30年度 介護保険事業状況報告）
2	1	○ その通り
	2	✕ 介護医療院を利用できるのは要介護者であり、要支援者は利用できない
	3	○ その通り
	4	✕ 看護小規模多機能型居宅介護を利用できるのは要介護者であり、要支援者は利用できない
	5	✕ 介護老人保健施設を利用できるのは要介護者、要支援者は利用できない
3	1	○ 女性の方が平均寿命が長いので一人暮らしの割合が男性より高い（令和3年版高齢社会白書）
	2	○ 高齢化率は28.8%（令和3年版高齢社会白書）
	3	✕ 健康寿命は平成28年時点で男性が72.14年、女性が74.79年、女性の方が長い（令和3年版高齢社会白書）
	4	○ その通り、65歳以上の者の死因の第1位は悪性新生物（がん）である（令和3年版高齢社会白書）
	5	✕ 65歳以上人口に占める生活保護受給者は2.93%である（令和3年版高齢社会白書）
4	1	✕ 指定市町村事務受託法人の指定は都道府県が行う
	2	○ その通り
	3	○ その通り
	4	✕ 介護支援専門員の登録は都道府県知事が行う
	5	○ その通り
5	1	✕ 介護医療院の創設は2017年改正
	2	✕ 介護納付金における総報酬割の導入は2017年改正
	3	○ その通り（2021法改正）
	4	○ その通り（2021法改正）
	5	○ その通り（2021法改正）

6	1	○	その通り
	2	×	国民の努力および義務は介護保険法第4条に規定されている
	3	○	その通り (2021法改正)
	4	×	介護保険法の目的は介護保険法第1条に規定されている
	5	×	医療保険者の協力は介護保険法第6条に規定されている
7	1	○	その通り
	2	×	現役並み所得者の高額介護サービス費の負担上限額は所得に応じて4,4400円、93,000円、140,100円 (2021法改正)
	3	○	その通り
	4	○	居宅介護サービス計画費は利用者負担が無いいため高額介護サービス費の対象にならない
	5	×	高額介護サービス費も高額医療合算介護サービス費も償還払いで支給される
8	1	○	その通り、要支援者の場合は特定入所者介護予防サービス費
	2	○	その通り
	3	×	特定入所者介護サービス費の対象となるサービスには短期入所生活介護および短期入所療養介護は含まれる
	4	×	特定入所者介護サービス費の対象は食費、居住費（滞在費）である
	5	○	その通り
9	1	○	住民票がなければ介護保険の被保険者にはならない
	2	×	住民票があり65歳以上ならば、生活保護を受給していても第1号被保険者となる
	3	×	住民票があり40歳以上で医療保険に加入していれば、生活保護を受給していても第2号被保険者となる
	4	×	老人福祉法に規定する軽費老人ホームは適用除外施設ではない
	5	○	その通り
10	1	○	その通り
	2	○	その通り
	3	○	その通り
	4	×	介護予防通所リハビリテーションの介護報酬は、月額の設定額報酬となっている
	5	×	療養通所介護の介護報酬は、月額の設定額報酬となっている (2021法改正)

11	1	○	その通り
	2	×	第1号被保険者の保険料率は3年に1度、市町村条例により定められる
	3	×	9段階の所得段階別定額保険料である
	4	○	その通り
	5	○	その通り
12	1	×	介護給付費は公費50%、保険料50%
	2	○	その通り
	3	×	施設等給付の都道府県の負担割合は17.5%である
	4	○	その通り
	5	○	その通り
13	1	×	基本指針を定めるのは国である
	2	×	基本指針を策定・変更する場合は、あらかじめ総務大臣その他関係行政機関の長に協議し、公表する
	3	○	その通り
	4	○	その通り
	5	×	5年×、3年○
14	1	×	1号事業の対象に居宅サービスを受ける前から1号事業を利用する居宅要介護被保険者も対象となる（2021法改正）
	2	○	一般介護予防事業の対象は市町村のすべての第1号被保険者なので、居宅要介護被保険者も含まれる
	3	×	生活支援体制整備事業において就労的活動支援コーディネーターが配置（2021法改正）
	4	×	認知症総合支援事業において、チームオレンジの整備やチームオレンジコーディネーターの配置を推進（2021法改正）
	5	○	その通り
15	1	○	その通り
	2	×	介護保険審査会の委員は被保険者代表委員3人、市町村代表委員3人、公益代表委員3人以上である
	3	○	審査請求は文書または口頭でしなければならない
	4	○	原則、審査請求に対する裁決を経た後でなければ裁判所に訴訟できない
	5	×	介護報酬の請求に関する審査は介護給付費等審査委員会が行う

16	1	○	その通り
	2	○	その通り
	3	○	その通り
	4	×	有効期間満了前でも認定を取り消すことができる
	5	×	介護サービス情報に関する権限は市町村長ではなく都道府県知事である
17	1	×	新規認定の有効期間は原則6ヶ月、更新認定の有効期間は原則12ヶ月である
	2	○	その通り
	3	×	更新認定の認定有効期間は3～48か月の範囲で設定できる（2021法改正）
	4	○	同上（2021法改正）
	5	○	同上（2021法改正）
18	1	○	その通り
	2	×	介護認定審査会の委員は保健・医療・福祉の学識経験者
	3	○	その通り
	4	○	その通り
	5	×	審査及び判定の結果は市町村に通知する
19	1	○	その通り
	2	×	主治医意見書の項目には社会生活への適応に関する項目は含まれない
	3	○	その通り
	4	×	主治医意見書を用意するのは申請者ではなく市町村である
	5	○	その通り
20	1	○	その通り
	2	×	事業者によるサービスの選択に資するよう×、利用者によるサービスの選択に資するよう○
	3	×	居宅サービス計画を家族に交付するは義務はない
	4	○	その通り
	5	○	その通り

21	1	×	義務ではなく、協力するよう努めなければならないとなっている
	2	○	その通り
	3	○	その通り
	4	○	その通り
	5	×	電磁的な記録・保存は認められる（2021法改正）
22	1	×	サービス担当者会議を主催するのは居宅介護支援事業所の介護支援専門員である
	2	○	その通り
	3	○	その通り
	4	×	サービス担当者会議の開催日からではなく、支援完了の日から2年間保存
	5	×	サービス担当者会議は必要があればその都度開催する、1か月に1回はモニタリングの頻度である
23	1	○	その通り
	2	○	その通り
	3	○	その通り
	4	×	1か月に1回×、3か月に1回○
	5	×	介護予防支援のモニタリングの結果の記録は、1か月に1回
24	1	○	その通り
	2	×	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を基本として配置する
	3	×	老人介護支援センターの設置者、一部事務組合・広域連合を組織する市町村、医療法人、一般社団法人等も設置できる
	4	○	その通り
	5	○	その通り
25	1	×	利用者への説明は努力ではなく義務である（2021法改正）
	2	×	訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具である（2021法改正）
	3	×	40件×、45件○（2021法改正）
	4	○	その通り（2021法改正）
	5	○	その通り（2021法改正）